

## 〈 出席停止について 〉

お子様が下記の感染症にかかった場合は、本人の療養と他者への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。出席停止の場合は、欠席にはなりません。

なお、医師により登校許可の診断が出された後は、下記の「登校届」に保護者方が記入のうえ、登校時に提出してください。

※病状によっては医師の証明書を提出していただく場合もあります。

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで。
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後、2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで。
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において、感染のおそれがないと認められるまで。
	その他の感染症 ( 感染性胃腸炎(ノロウイルス等)、マイコプラズマ感染症、手足口病、溶連菌感染症など )	医師により登校が認められるまで。 ※必要に応じて、校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症として措置を取ることのできる疾患です。

----- キ リ ト リ -----

## 登 校 届

年 月 日

立志舎高等学校長 殿

感染症名 ( ) 医療機関名 ( )

上記の疾病について、\_\_月\_\_日からの加療の結果、医師により登校許可の診断が出されたので

\_\_月\_\_日から登校します。

クラス ( )

生徒氏名 \_\_\_\_\_

※保護者の方が記入してください。

保護者氏名 \_\_\_\_\_